

青森地域構想区域 区域対応方針

令和7年3月 策定

【1. 構想区域のグランドデザイン】

青森県地域医療構想（平成28年3月策定）では、青森地域における施策の方向について以下のとおりとしている。

【施策の方向】

○自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携を推進します。

（自治体病院等の機能分化・連携の方向性）

1 青森県立中央病院

- ① 高度医療の提供
- ② 専門医療の提供
- ③ 政策医療の提供
- ④ 医師の育成
- ⑤ 地域医療の支援

2 青森市民病院

- ① 救急医療体制の確保
- ② 回復期機能の充実・強化
- ③ 医療機能、医療需要に見合う病床規模の検討

3 その他の自治体病院

- ① 病床規模の縮小・診療所化
- ② 回復期・慢性期への機能分化
- ③ 圏域の中の中核病院との連携体制の構築
- ④ 在宅医療の提供
- ⑤ へき地医療拠点病院（外ヶ浜中央病院）を中心とした効率的なへき地等医療提供体制の確保と青森市内の医療機関等との役割分担・連携の明確化

4 民間医療機関との役割分担と連携の明確化

（将来の検討の方向性）

- 1 圏域における高度急性期、急性期機能の更なる集約を視野に入れた検討。

【2. 現状と課題】

① 構想区域の現状及び課題（課題が生じている背景等を記載）

青森地域の人口は、平成22年（2010年）から令和7年（2025年）までに、約5万人減少し、75歳以上人口の割合は約20%に達する見込みである。

入院患者数は、令和7年（2025年）をピークに減少に転じることが見込まれるほか、一般診療所数（人口10万対）は全国平均をやや下回るが、病院及び有床診療所数、病床数（人口10万対）は、いずれも全国平均を上回っている。医療施設従事医師数（人口10万対）については、県平均をやや上回っているが、全国平均を下回っている。

病床については、青森地域においては600～500床の病院が併存しており、医師配置の減などにより医療機能の低下、休床が生じているほか、一部自治体病院の病床利用率の低迷など、再編・ネットワーク化の検討が必要である。

また、津軽半島北部地域は、人口減少の中でへき地医療提供体制の整備を図ることが必要である。

当地域には、県内唯一の県立総合病院として県立中央病院があり、県全域を対象とした高度急性期医療、政策医療を担っている。また、ドクターヘリの基地病院となっている。

青森県立中央病院と青森市民病院では、共同経営による統合病院を新築整備することとし、令和4年度に国から重点支援区域の選定を受け、令和6年度に基本計画を策定した。

統合新病院は、青森県立中央病院が担ってきた「県全域を対象とした高度、専門、政策の拠点病院」としての役割、青森市民病院が担ってきた「青森地域保健医療圏における中核病院」としての役割を継承することから、統合後も全国レベルの高度・専門医療を確保していくことが必要である。

② 構想区域の年度目標（医政地発 0331 第 1 号令和 5 年 3 月 31 日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」）

各医療機関の具体的対応方針の策定率を 100%とする。

③ これまでの地域医療構想の取組について

平成 28 年度から地域医療構想調整会議を開催し、病床機能報告に基づき各医療機関の病床が担う医療機能の現状や将来の目指すべき姿の共有と役割を明確にすることで、医療機関相互の連携体制の強化を図っている。

また、令和 5 年度までに、地域医療構想調整会議において地域のすべての医療機関の具体的対応方針の策定・見直しについて協議し、合意を得ている。

そのほか、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携に向けた医療機関の取組を推進している。

④ 地域医療構想の進捗状況の検証方法（地域医療構想調整会議の進め方やデータ分析方法等）

地域医療構想調整会議において、年度ごとに病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要数等のデータを示しているほか、各医療機関の具体的対応方針の策定・見直しについて協議している。

⑤ 地域の医療機関、患者、住民等に対する周知方法（地域医療構想に係る取組内容、進捗状況の検証結果等）

青森県ホームページにおいて地域医療構想調整会議の資料、議事録を公表している。

⑥ 各時点の機能別病床数

	2015年 病床数	2023年度 病床機能報告 (A)	2025年の 予定病床数 (B) ※	2025年 病床数の必要量 (C)	差し引き (C) - (A)	差し引き (C) - (B)
高度急性期	722	595	590	338	-257	-252
急性期	1,429	1,224	1,224	900	-324	-324
回復期	597	785	785	1,127	342	342
慢性期	867	651	651	659	8	8

※ 病床機能報告における「2025年 7 月 1 日時点における病床の整備の予定」として報告された病床数の合計又は各医療機関における対応方針の予定病床数の合計

【3. 今後の対応方針】※2 を踏まえた具体的な方針について記載

① 構想区域における対応方針

医療機関において、令和 5 年度までに各医療機関において定めた具体的対応方針について、改めて検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組

医療機関における具体的対応方針の検証に当たっては、県と各医療機関が個別に協議を行い、これまでに策定した医療機関の対応方針における病床機能の見直し等の内容と区域対応方針に定める取組等との整合性が確保されているかどうかの確認を行った上で、医療機関の対応方針の見直しの可否を含め、令和7年度の地域医療構想調整会議で合意・確認する。

また、特に青森県立中央病院と青森市民病院においては、重点支援区域の支援を活用しながら、統合に向けた協議を着実に進捗させる。

③ 必要量との乖離に対する取組

「② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組」と同じ。

④ 3. ②及び③による取組の結果、想定される2025年の予定病床数

	2025年の 予定病床数 (時点)
高度急性期	338
急性期	900
回復期	1,127
慢性期	659

【4. 具体的な計画】 ※【3. 今後の対応方針】を踏まえた具体的な工程等について記載

	取組内容	到達目標
2024年度	推進区域対応方針を策定する。	
2025年度	医療機関において、令和5年度までに各医療機関において定めた具体的対応方針について、改めて検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 県と各医療機関が個別に協議を行い、これまでに策定した医療機関の対応方針における病床機能の見直し等の内容と区域対応方針に定める取組等との整合性が確保されているかどうかの確認を行う。	県と医療機関との個別の協議について、実施率の目標を100%とする。